

川崎市交通局建設工事低入札価格調査取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、競争入札により工事請負の契約を締結しようとする場合において、著しく低い価格をもって申込みをした者があったときの落札者の決定のための調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象工事は、次のものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が交通局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）によるもの
- (3) 予定価格6億円以上で、かつ次のアからエまでのいずれかに該当するもの
 - ア 入札時VE方式によるもの
 - イ 設計施工一括方式によるもの
 - ウ 性能発注方式によるもの
 - エ 工場・施設等の主要な設備をあらかじめ製作し、現場で組立てる電気工事又は機械器具設置工事のうち、設計金額の積算内訳書（総括）において「機器費」又は「機器間接費」が計上されているもの

(調査基準価格)

第3条 競争入札に付そうとするときは、契約ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

（価格失格基準）

第4条 第2条に規定する対象工事の競争入札において、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした総合評価点の最も高い者（以下「最高評価入札者」という。）で、前条の、調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者のうち、対象工事の予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる費用（当該費用の考え方については、「最低制限価格設定に係る運用指針」に基づくものとする。）に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）のいずれかを下回った者は失格とする。

（1）直接工事費の100分の90

（2）共通仮設費の100分の81

（3）現場管理費の100分の81

（4）一般管理費の100分の61

2 前項に定めるもののほか、第2条に規定する対象工事の競争入札における最高評価入札者であって、前条の調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者のうち、対象工事の予定価格算出の基礎となったスクラップ等の売払収入の額に90分の100を乗じて得た額（当該売払収入の額が100,000円以上の場合において、当該乗じて得た額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を超えた額で入札金額の積算計上をした者は失格とする。

3 前2項に定めるもののほか、第2条に規定する対象工事の競争入札における最高評価入札者であって、前条の調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者のうち、対象工事の予定価格算出の基礎となった業務委託料の額に

100分の60を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を下回った額で入札金額の積算計上をした者は失格とする。

4 第1項から前項までの規定に該当するかどうかの確認は入札時に入札者により提出された積算内訳書によって行うものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、交通局長が特に必要と認める場合は、価格失格基準を定めないことができるものとする。この場合は、当該工事の入札の公告において明示するものとする。

（調査の対象及び実施）

第5条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、その価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての調査を行うものとする。

（低入札価格調査委員会）

第6条 前条の調査を行うため、川崎市交通局低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、企画管理部担当部長、経理課担当課長、管理課担当課長（併任の職員に限る。）及び工事担当部局の関係課長をもって構成する。

3 委員会に委員長を置き、企画管理部担当部長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集する。

6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

7 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合等は、各委員への持回りによる調査により、同項の議決に代えることができる。

9 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

10 委員長は、委員会が必要と認めるときは、再度委員会を招集する。

11 委員会の事務局は、企画管理部経理課に置く。

(調査の内容)

第7条 委員会は、次の内容について事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

(1) 入札者その価格により入札した理由及び入札価格の内訳

(2) 当該入札者の施工能力に関する事項

(3) 当該入札者の経営状態、信用状況等に関する事項

(4) その他必要な事項

2 委員長は、調査の結果を交通局長に報告するものとする。

(調査結果に関する措置)

第8条 前条の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、当該調査結果について川崎市交通局契約審査委員会規程（平成25年交通局規程第18号）に定める川崎市交通局契約審査委員会（以下「契約審査委員会」という。）の審査を受けなければならない。

2 契約審査委員会の審査の結果、最低価格入札者を落札者としなことを決定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した最低価格入札者以外の者のうち最低の価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

3 前項の次順位者が調査基準価格を下回る価格による入札者である場合は、その者を第5条の規定する最低価格入札者とみなし、本要綱を適用する。

4 第2項の規定により落札者を決定することができないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合、第1項の規定により落札者としなないことを決定した入札者を再度入札に参加させないものとする。

(落札の通知)

第9条 前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者（以下「落札者」という。）及び入札参加者に対して、必要な通知等をしなければならない。

(入札参加者への周知)

第10条 この要綱に定める取扱いの円滑な実施を図るため、対象工事の入札に当たっては、当該入札が低入札価格調査の対象工事である旨を入札参加者に周知するものとする。

(調査基準価格等の公表)

第11条 調査基準価格及び調査結果は公表するものとする。

2 調査基準価格の公表は、落札者決定後に行うものとする。

(落札者との契約)

第12条 落札者と契約を締結する場合の前払金は、請負金額の2割以内の額とすることができるものとする。

2 落札者と契約を締結する場合の契約保証金は、請負金額の3割の額とする。

3 落札者と契約を締結した場合は、工事の施工に当たり、工事担当課は、監督体制を強化するとともに中間検査を実施するものとする。

(総合評価一般競争入札)

第13条 総合評価一般競争入札による場合において、第5条中「予定価格の

制限の範囲内の最低の価格が調査基準価格を下回る価格であったとき」とあるものを「最高評価入札者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ前条に該当しない価格であったとき」と、「その価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。））」とあるものを「その最高評価入札者」と、第8条中「最低価格入札者」とあるものを「最高評価入札者」と、「予定価格の制限の範囲内の価格で入札した最低価格入札者以外の者のうち最低の価格で入札した者」とあるものを「予定価格の制限の範囲内の価格であり、第4条の価格失格基準に該当しない価格で入札した最高評価入札者以外の者のうち総合評価点の最も高い者」と読み替える。

（その他）

第14条 この要綱に定めのない事項については、交通局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 平成28年度契約準備案件に係る行為は、この要綱の施行前においても、改正後の要綱の規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告を行う契約から適用し、施行日前に入札公告を行った契約については、なお従前の例による。